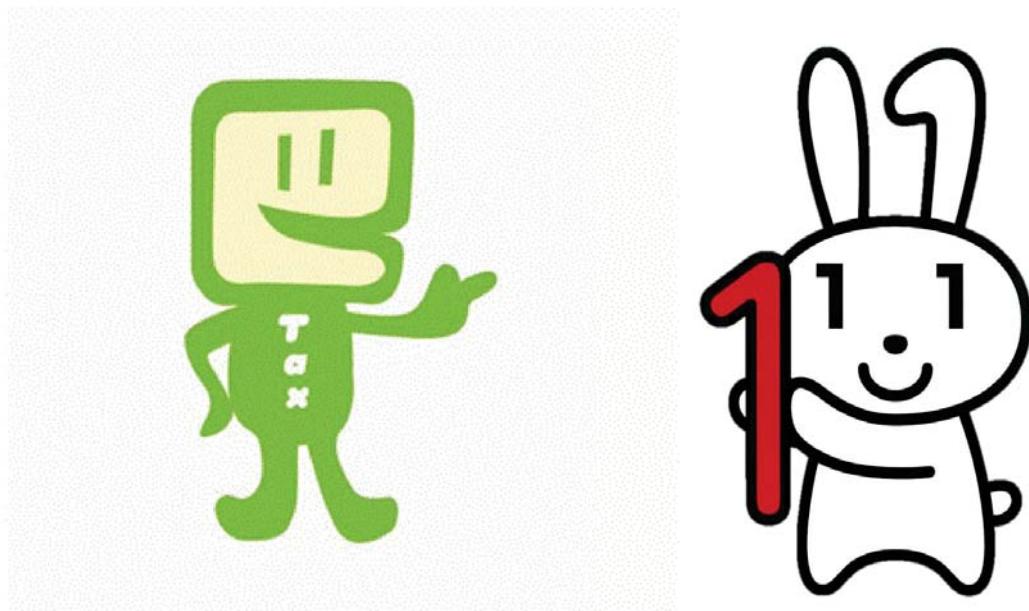


マイナンバー制度の概要と税務について



平成 27 年 5 月 国税庁

平成27年10月以降、国民の皆さま一人一人に マイナンバー（個人番号）が、通知されます。

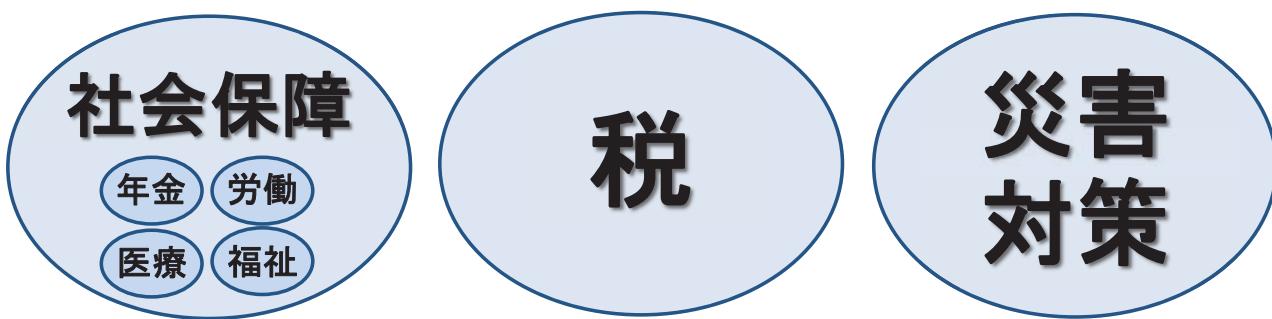
- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。
住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。
 - ※ 国外に滞在し、住民票のない方にはマイナンバーは付番されません。
帰国して住民票が作成される際にマイナンバーの指定や通知が行われます。
 - ※ 外国籍の方でも、中長期在留者、特別永住者などで住民票がある場合には、
マイナンバーが付番されます。
- ・法人には、1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、
どなたでも自由に使用できます。

マイナンバーは一生使うものです。
大切にしてください。



平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。



- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付、生活保護など

- ・税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

など

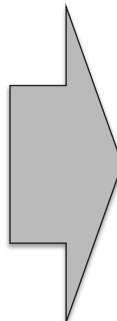
※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務に
マイナンバーを利用することができます。

申告書や法定調書の様式が変わります。

(例)

番号制度導入前

平成 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書										
支 払 を 受ける者 姓 名・姓 伸		支 払 金 額								
		内				千		万		税
		内	千	百	十	内	千	百	十	税
(備考)										
支 払 者		姓 所 (場所) 名 又は 所在地 姓 名	(備考)							



番号制度導入後のイメージ

平成 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書										
支 払 を 受ける者 姓 名・姓 伸		支 払 金 額								
		内				千		万		税
		内	千	百	十	内	千	百	十	税
(備考)										
支 払 者		姓 所 (場所) 名 又は 所在地 姓 名	(備考)							

「支払を受ける者の個人番号又は法人番号を記載」

「支払者の個人番号又は法人番号を記載」

法定調書には、右図のように番号欄が追加されます。

また、法定調書とともに提出する法定調書合計表にも提出する方の個人番号又は法人番号の記載が必要になります。

※ 「個人番号又は法人番号」欄に12桁の個人番号を記載する場合は、左側の1マスを空けて、右詰めで記載してください。

(注) 右図は平成27年3月現在のイメージであり、今後、税制改正その他の状況により変更される場合があります。

(例)

番号制度導入前

平成 年分 給与所得の源泉徴収票										
支 払 を 受ける者 姓 名又は法人番号		支 払 金 額								
		給与所得控除後の金額				税		源泉 徴 収 額		
		内				千		万		税
(備考) 住民登録番号の記入可能欄		給与所得控除額の内訳 支払者の合計額 扶養親族等の合計額 社会保険料の合計額 生命保険料の合計額 被扶養配偶者の合計額 被扶養親族等の合計額 特種控除額の合計額								
支 払 者		姓 所 (場所) 名 又は 所在地 姓 名	(備考)							



番号制度導入後のイメージ

平成 年分 給与所得の源泉徴収票										
支 払 を 受ける者 姓 名又は法人番号		支 払 金 額								
		給与所得控除額の内訳 支払者の合計額 扶養親族等の合計額 社会保険料の合計額 生命保険料の合計額 被扶養配偶者の合計額 被扶養親族等の合計額 特種控除額の合計額				税		源泉 徴 収 額		
		内				千		万		税
(備考) 住民登録番号の記入可能欄		給与所得控除額の内訳 支払者の合計額 扶養親族等の合計額 社会保険料の合計額 生命保険料の合計額 被扶養配偶者の合計額 被扶養親族等の合計額 特種控除額の合計額								
支 払 者		姓 所 (場所) 名 又は 所在地 姓 名	(備考)							

「支払を受ける者の個人番号又は法人番号を記載」

「支払者の個人番号又は法人番号を記載(本人交付用には記載しません。)。」

平成27年3月31日現在のイメージです。確定様式ではありません。

○ このほか、給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書は、**A6サイズからA5サイズ**になります。

※ 給与所得の源泉徴収票には、税務署提出用と本人交付用がありますが、本人交付用には、支払者の個人番号又は法人番号は記載しないこととなっています。

2

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

平成 28 年分 給 与 所 得 者 の 扶 養 控 除 等 (異 動) 申 告 書

所轄税務署長等	給与の支払者 の名前(氏名)		(フリガナ) あなたの氏名		生年月日 例：大正 1 年 1 月 1 日		扶		
税務署長	給与の支払者 の法人(個人)番号		あなたの個人番号		世帯主の氏名		扶養対象者欄		
市区町村長	給与の支払者 の所在場所(住所)		あなたの住所 又は居所		あなたの経済 状況		扶		
あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、高齢者等で、生い育てにも担当しない場合には、以下の各欄に記入する必要があります。									
主な給与から控除を受ける	区分等 氏名及 び個人 番号		あなたの 被扶植 者		生年月日		扶		
	A 控除対象配偶者		前大 前半		前大 前半		扶		
	1		前大 後半		前大 後半		扶		
	2		前大 後半		前大 後半		扶		
	3		前大 後半		前大 後半		扶		
	4		前大 後半		前大 後半		扶		
5		前大 後半		前大 後半		扶			
C 住民税に関する事項		1 寄合者 氏名		あなたの 被扶植 者		裏面の3に記載に あたる欄		扶	
被扶植者が 扶養権者等		2 住民税の 扶養権者等		前大 前半		平成28年中の 扶養権者等		扶	
D 住民税に関する事項		3 住民税の 扶養権者等		前大 後半		扶		扶	
※「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村に提出しなければならないとされている 給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。									

**掲載時点におけるイメージです。
確定様式ではありません。**

給与の支払者の「個人番号又は法人番号」欄が追加されます。

給与所得者の「個人番号」欄が追加されます。

控除対象配偶者や扶養親族の「個人番号」欄が追加されます。

※ 様式は、平成 27 年 3 月 31 日現在のイメージです。

【ポイント】

1 給与所得者（従業員等）の手続

- ① 給与所得者は、平成 28 年 1 月以後に提出する扶養控除等申告書から、給与所得者本人の個人番号を記載します。

※ 給与の支払者は、平成 28 年分の扶養控除等申告書の提出を平成 27 年中に受ける場合であっても、給与所得者に対し、当該申告書に個人番号の記載をするよう求めても差し支えありません。

- ② 給与所得者本人の個人番号以外に、控除対象配偶者や扶養親族についても、個人番号の記載が必要です。

2 給与の支払者（雇用主）の手続

- ① 給与の支払者は、扶養控除等申告書の提出を受ける際に、次のいずれかの書類により、番号法に定める本人確認を行う必要があります。

- ・給与所得者本人の個人番号カード
- ・給与所得者本人の通知カード及び免許証などの写真付身分証明書

※ 給与所得者の本人確認は給与の支払者が行う必要がありますが、控除対象配偶者や扶養親族の本人確認は給与所得者が行うこととなります。

- ② 給与の支払者は、平成 28 年 1 月以後に提出を受ける扶養控除等申告書から、給与の支払者の個人番号又は法人番号を記載します。

※ 給与の支払者の番号は扶養控除等申告書の提出を受けた後に記載しますが、法人番号については、一般に公表されているため、あらかじめ給与の支払者の法人番号を印字した扶養控除等申告書を給与所得者に配付することとしても差し支えありません。

(注) 平成 27 年度税制改正に伴い、上記様式のイメージは今後変更が予定されています。

申告書や法定調書への番号記載時期は、以下のとおりです。

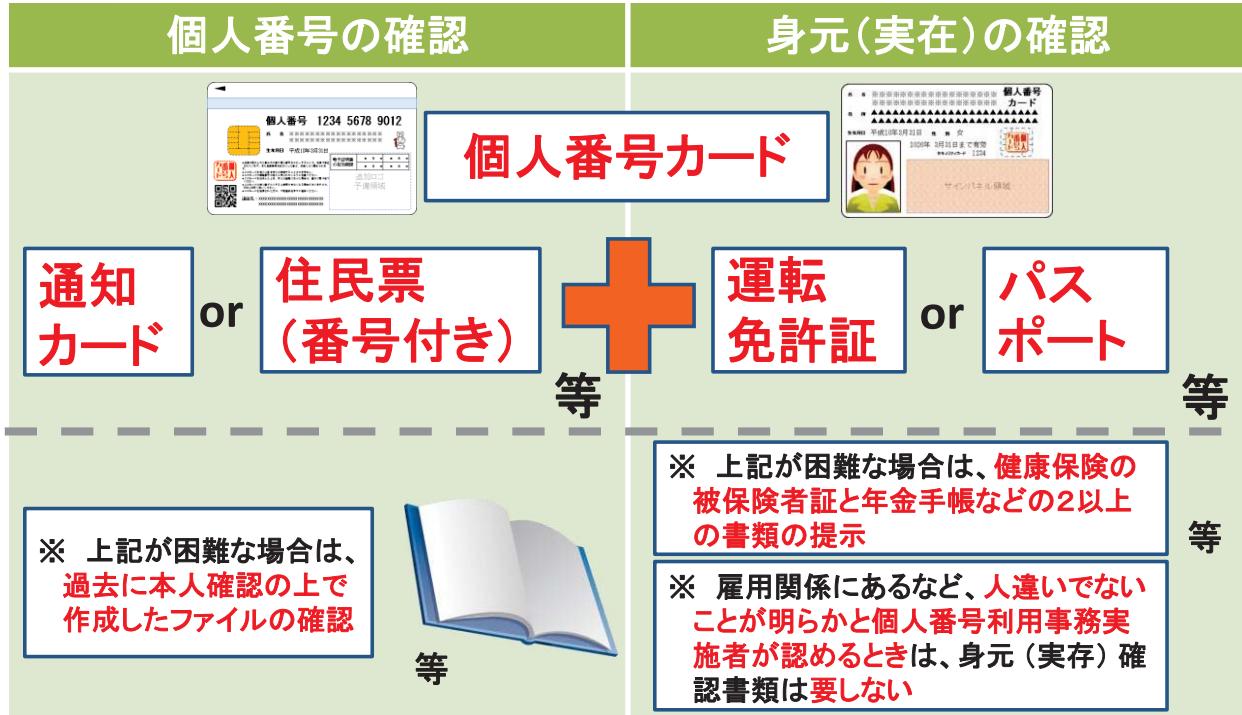
税目	記載対象	一般的な場合	28年中に提出される主な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒平成28年分の確定申告期（平成29年2月16日から3月15日まで）	<input type="radio"/> 年の中途で出国⇒出国の時まで <input type="radio"/> 年の中途で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒平成29年2月1日から3月15日まで	<input type="radio"/> 年の中途で死亡⇒相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合⇒平成29年2月28日まで	<input type="radio"/> 中間申告書⇒事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内 <input type="radio"/> 新設法人・決算期変更法人⇒決算の日から2月以内
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から	＜個人＞ 平成28年分の場合⇒平成29年1月1日から3月31日まで ＜法人＞ 平成28年12月末決算の場合⇒平成29年2月28日まで	<input type="radio"/> 個人事業者が年の途中で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで <input type="radio"/> 中間申告書 <input type="radio"/> 課税期間の特例適用
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書から	平成28年1月1日に相続があったことを知った場合⇒平成28年11月1日まで	<input type="radio"/> 住所以及居所を有しないこととなるとき⇒住所以及居所を有しないこととなる日まで
酒税・間接諸税	平成28年1月1日以降の移出等に係る申告書から	平成28年1月分の場合⇒平成28年2月1日から2月29日まで	<input type="radio"/> 平成28年中から提出
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（※）	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書⇒平成29年1月31日まで （注）平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以降に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から同日以降3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払いの時までの間に用行うことができます。	（例） <input type="radio"/> 配当、剩余金の分配及び基金利息の支払調書は、支払の確定した日から1月以内 <input type="radio"/> 退職所得の源泉徴収票は、退職の日以後1月以内
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限	<input type="radio"/> 平成28年中から提出

（※）法定調書提出義務者（個人番号関係事務実施者）は、税務署に法定調書を提出する際に、金銭等の支払先の番号の記載とともに、提出義務者本人の番号の記載も必要となります。

番号の猶予規定が設けられている法定調書一覧

No	調書の種類	No	調書の種類
1	利子等の支払調書	11	先物取引に関する支払調書
2	国外公社債等の利子等の支払調書	12	金地金等の譲渡の対価の支払調書
3	配当、剩余金の分配及び基金利息の支払調書	13	名義人受領の利子所得の調書
4	国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書	14	名義人受領の配当所得の調書
5	投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書	15	名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書
6	オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書	16	上場証券投資信託等の償還金等の支払調書
7	配当等とみなす金額に関する支払調書	17	特定口座年間取引報告書
8	株式等の譲渡の対価等の支払調書	18	非課税口座年間取引報告書
9	交付金銭等の支払調書	19	国外送金等調書
10	信託受益権の譲渡の対価の支払調書	20	国外証券移管等調書

マイナンバー取得の際には、本人確認が必要です。
具体的には番号確認（記載された番号が正しいかどうか）
と身元確認（なりすましてないかどうか）を行います。

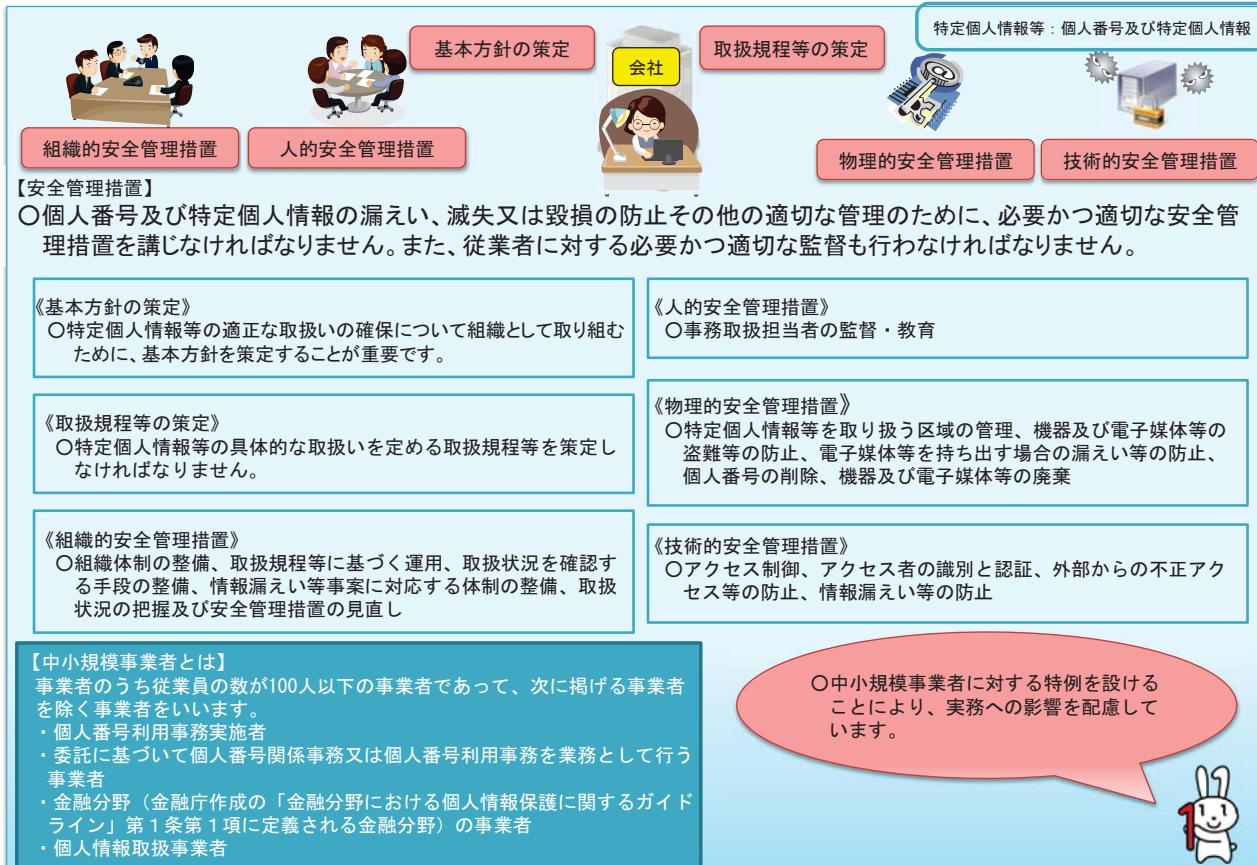


マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために行政機関等に提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。

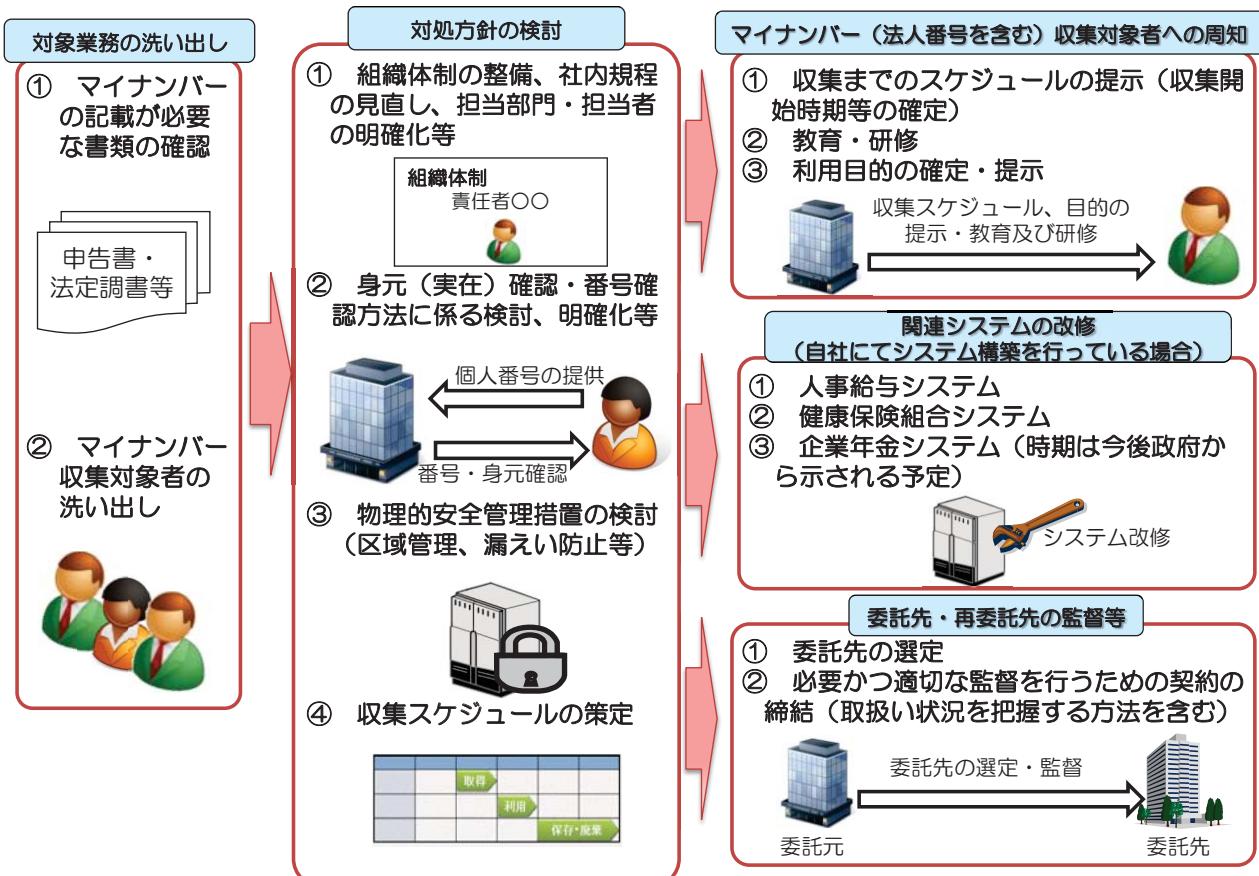


- ・マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供します。
- ・他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者がマイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象となります。

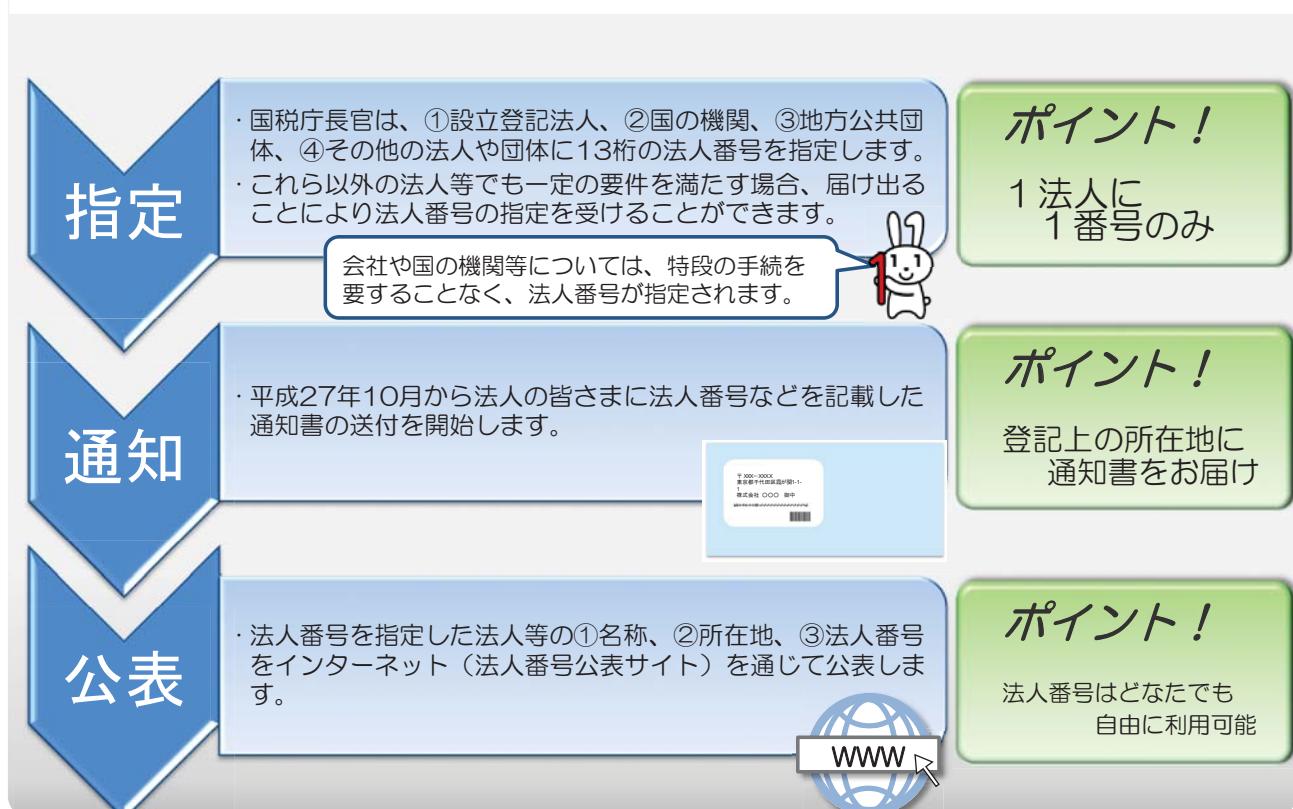
マイナンバーが付いた個人情報は、きちんと管理する必要があります。



マイナンバー制度の施行に向けた準備をお願いします。



法人には法人番号（13桁）が指定され、個人番号と異なり、どなたでも自由に利用可能です。



法人番号は、名称・所在地と共にインターネット上で公表され、データダウンロードも可能です。

国税庁法人番号公表サイトの特徴

- ① 法人情報を番号・名称・所在地で検索
- ② 法人情報のダウンロード機能
- ③ Web-API機能（システム間連携インターフェース）
- ④ マルチデバイス対応
パソコンからの利用に加えて、タブレット、スマートフォンからも利用可能

検索機能

- あいまい検索
- 絞り込み検索
- 五十音順、都道府県別の並び替え

データダウンロード機能

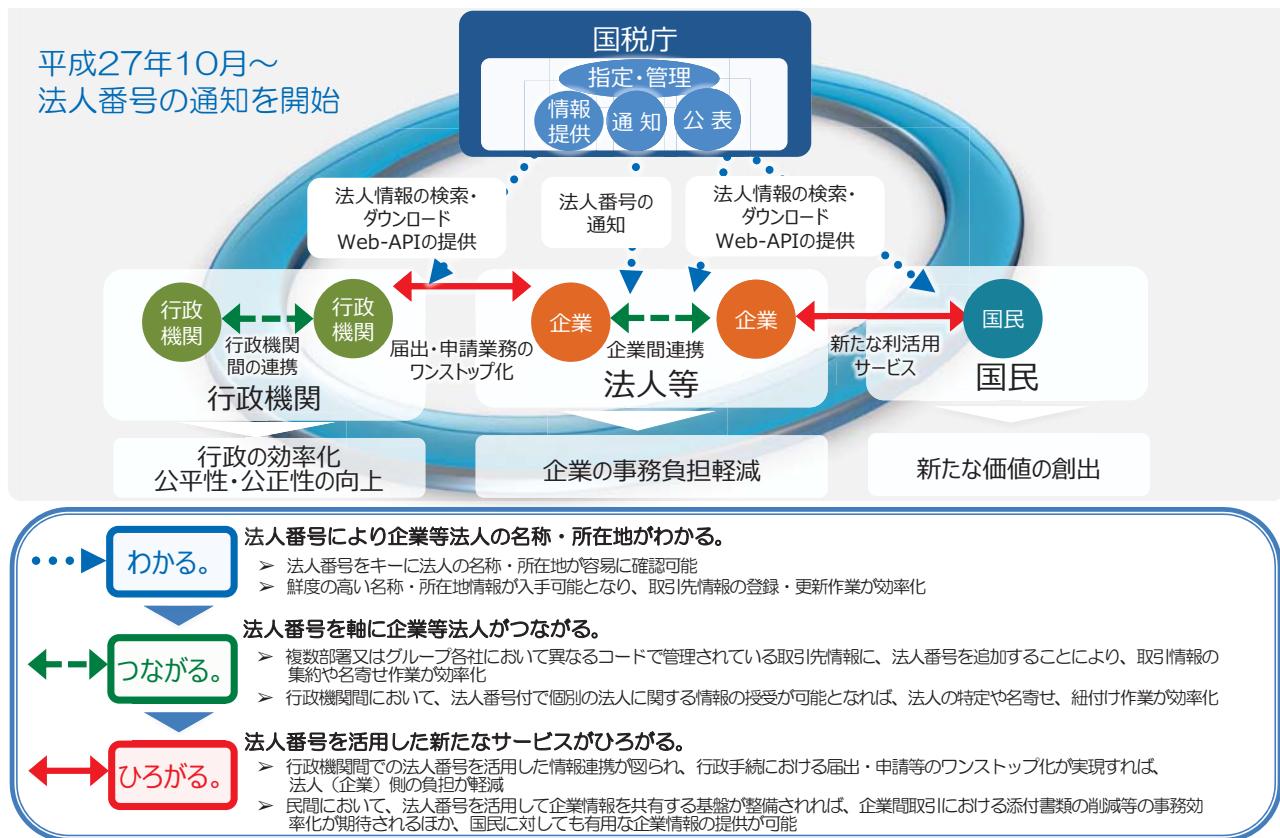
- 月末時点のすべての最新情報
- 日次の更新情報
- データ形式はCSV、XML

Web-API機能

企業等のシステムから法人情報を直接取得するためのインターフェースの提供

(※) 公表機能の詳細については、[国税庁HPのトップページ](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm)の「 法人番号を調べる」をクリック。
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。



国税庁ホームページに、番号制度の概要やFAQなどを掲載したサイトを公開しております。国税庁のトップページにバナーがございますので、そちらからご覧いただけます。ぜひ活用してください。

